

# SHONAN BASE

## 宿泊約款

(適用範囲)

### 第1条

1. SHONAN BASE(以下「当宿泊施設」といいます)がお客様との間で締結する宿泊契約及び、これに関連する契約はこの約款及び規則(以下「利用規約」といいます。)の定めるところによるものとし、この約款及び利用規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当宿泊施設がお客様との間において、法令や前記慣習と異なる特約をした場合において、当該特約が公の秩序に反しない場合は、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

### 第2条

1. 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申出て頂きます。
  - (1) 宿泊者名、住所、電話番号、性別、年齢、生年月日等
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料金による)
  - (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき当宿泊施設に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当宿泊施設に申し出て頂きます。
3. お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合その申し出がなされた時点で宿泊契約の申込みがあったものとし処理させて頂きます。

(宿泊契約の成立等)

### 第3条

1. 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申込みを承諾したときに成り立つものいたします。但し、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込み金を、当宿泊施設が指定する日までにお支払いいただきます。尚、指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。
3. 申込み金は、まずお客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第20条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残高があれば第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。

(申し込み金を要しないこととする特約)

### 第4条

1. 前条第2項の規定に関わらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当宿泊施設が前条第2項の申し込み金の支払いを求めなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

### 第5条

1. 当宿泊施設は次に挙げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この定款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の提供ができないとき。
  - (3) 災害その他の緊急事態が発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のために優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由があるとき。
  - (4) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係やであるとき。
  - (5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関して法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
  - (6) 宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められたとき。
  - (7) 宿泊に関して社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
  - (8) 天災、施設の故障、そのほかやむを得ない事由により宿泊をさせることができないとき。
  - (9) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当宿泊施設の運営を阻害する恐れがあるとき、又は他のお客様もしくは当宿泊施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (10) 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかける恐れがあると認められたとき。
- (12) 第8条1項に基づく申込み事項に登録に応じないとき。
- (13) 第8条第1項に基づく登録内容に虚偽記載があるとき、又はその恐れがあるとき。
- (14) 保護者の許可がない未成年者のみが宿泊するとき。
- (15) 宿泊する権利を他の譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- (16) 実際に宿泊する意思がないのにも関わらず、宿泊の申込みをしたとき。
- (17) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。またはその他、利用規定に違反したとき。

#### (当宿泊客の契約解除権)

##### 第6条

1. お客様は当宿泊施設に申出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項規定により当宿泊施設が申し込み金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、第21条に掲げるところにより違約金を申し受けず。但し、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当宿泊施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着時刻になっても到着しないときは、当宿泊施設は、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することができるものとします。
4. 第2条1項に基づき申出のあった連絡先へ連絡を試みても、最初の連絡した日から起算して10日以内に連絡がとれないとき。
5. 当宿泊施設からの連絡を拒否されたとき。
6. 前各項目の定めは、当ホテルからお客様への損害賠償請求を妨げるものではありません。

#### (当宿泊施設の契約解除権)

##### 第7条

1. 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) お客様が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
  - (2) お客様が、伝染病者であると明らかに認められたとき。
  - (3) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
  - (4) お客様が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
  - (5) お客様が法人でその役員のうち暴力団員または暴力団関係者に該当する者がいるとき。
  - (6) お客様が、当宿泊施設もしくは当宿泊者施設職員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を求めてきたとき。
  - (7) 天災、施設の故障、その他不可抗力に起因する事由により宿泊させる事ができないとき。
  - (8) 客室で喫煙、消防設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為その他当宿泊施設が定める利用規約の禁止事項(火災予防条上必要なものに限り)に従わないとき。
  - (9) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
  - (10) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、該当旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されないとき。尚、宿泊代金の支払いが確認されない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。
  - (11) 前各項目について、当宿泊施設従業員の指示に従わないとき。
  - (12) この約款または当宿泊施設の利用規約に違反したとき。
  - (13) その他、第5条の各号、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
2. 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

##### 第8条

1. お客様は、旅館業法第6条、同法施工規則第4条の2及び宿泊施設の所在する都道府県の定めによる条例に基づき宿泊日当日、インターネットでのチェックイン(事前チェックイン)時、次の事項を登録していただきます。
  - (1) お客様及び宿泊者全員の氏名、年齢、性別、住所及び職業

- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 身分証明(免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
  - (4) 出発日及び出発予定時刻
  - (5) その他当宿泊施設が必要と定める事項
2. 日本国内に住所を持たない外国人のお客様の場合は、氏名、住所、職業等に加え、パスポートの呈示・コピー、及び国籍・旅券番号は必要となりますので、あらかじめご了承ください。

(客室の使用時間)

第9条

1. お客様が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、当宿泊施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合には到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当宿泊施設は、先行の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。この場合において、出発予定日のチェックアウト時刻を超える場合は、宿泊料金の10%相当分の追加料金を申し付けるものとし、到着日のチェックイン時刻からの仕様についても同様とします。
3. 前2項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当宿泊施設は安全及び衛生管理その他宿泊施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立ち入り必要な措置をとることができる。

(利用規則の遵守)

第10条

お客様は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設の定める利用規則に従って頂きます。

(禁止行為)

第11条

1. お客様は自ら又は第三者を利用して、次の行為を行ってはならないものとする。
  - (1) 当宿泊施設の利用にあたり虚偽の情報を登録又は提供する行為。
  - (2) クレジットカード等の決済手段を不正利用して当宿泊施設を利用する行為。
  - (3) 第三者の個人情報などを不正に取得、又は不正に使用する行為。
  - (4) 目的の如何にかかわらず、転売等の営業を目的として当宿泊施設を利用する行為。
  - (5) 大量に宿泊予約を行いキャンセルする行為、又はそれに類似する行為。
  - (6) 正当な理由なく宿泊予約とその取消を繰り返す行為、又はそれに類似する行為。
  - (7) 当宿泊施設のネットワークを利用して、又は当宿泊施設のシステムその他のコンピュータに不正にアクセスする行為、又はそれに類似する行為。
  - (8) 当宿泊施設のネットワークを利用して、有害なコンピュータプログラム等を送信又は書込む行為、又はそれに類似する行為。
  - (9) 当宿泊施設内の備品の撤去、その他社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的としたSNSへの投稿等の嫌がらせ等により、当宿泊施設の運営の妨害又は当宿泊施設もしくはグループ企業の信頼及びブランドを毀損する行為、又はそれらに類似する行為。
  - (10) 当宿泊施設もしくはスタッフに対する暴力、脅迫、恐喝等の威圧的な不当要求行為。
  - (11) 他のお客様その他第三者、当宿泊施設もしくはグループ会社等に迷惑、損害もしくは不利益を与える行為、又はそれらの恐れがある行為。
  - (12) 他のお客様その他第三者、当宿泊施設もしくはグループ会社の著作権、商法権その他の知的財産権、プライバシー、人権その他の権利を侵害する行為、又はそれらの恐れがある行為。
  - (13) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に反する行為、又はそれらの恐れがある行為。
  - (14) 暴力団等の勢力誇示、又はそれらを援助・助長する行為。
  - (15) 本規約等のその他の条項に違反する行為。
  - (16) その他利用規約等の定め違反する行為。
  - (17) その他、当宿泊施設が不適切であると判断する行為。
2. 前項により当宿泊施設の損害が生じた場合、当宿泊施設はお客様に対してその損害を賠償できるものとします。

(営業時間・各エリア利用時間)

第12条

1. 当宿泊施設内の営業時間、各エリア等の利用時間は、施設内設置のエリアマップ、インフォメーションブック、ホームページ等でご案内いたします。
2. 前項の施設等の利用時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合は適切な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第13条

1. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別紙第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際又は当宿泊施設が請求したとき、日本円又は当宿泊施設が承認する決済手段を用いる方法により、インターネットサイト又は当宿泊施設が指定する場所において行っていただきます。

**別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)**

お客様が 支払うべき 総額	宿泊料金(基本宿泊料<室料・サウナ利用料・BBQ施設利用料>
	追加料金(飲料代及びその他の利用料金)
	税金(消費税)

- 備考 1.基本宿泊料金は客室料金によります。  
2.税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

**(当宿泊施設の責任)**

**第14条**

1. 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行、又は不法行為によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当宿泊施設は、お客様の前項の損害に対するため、施設賠償保険の加入をしておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、お客様の被った損害が填補されない場合があります。

**(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)**

**第15条**

1. 当宿泊施設は、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の保証料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについては、当宿泊施設の責めに帰す事由がないときは、補償料は支払いません。

**(お客様の手荷物又は携帯品の保管)**

**第16条**

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設に連絡があり、これを了承したときに限り保管するものとします。
2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れていた場合、当宿泊施設は原則として発見日を含め7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡が無い場合には、当宿泊施設にて任意に処分させていただきます。
3. 当宿泊施設は、置 forgot 手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行う事ができるものとし、お客様がこれに異議を述べることはできないものとします。

**(駐車場の責任)**

**第17条**

1. お客様が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、当宿泊施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。
2. 駐車場内における車両事故、人身事故及び窃盗などについては、当宿泊施設は一切の責任を負わないものとする。
3. 当宿泊施設をご利用のお客様に限り駐車場をご利用いただけます。(1室で2台まで利用可能)
4. お客様自身のお車から離れる場合は必ず施錠を行い、車内に現金、貴重品など大切なものを放置しないものとする。

**(お客様の責任)**

**第18条**

1. お客様によるこの約款もしくは利用規約に違反する行為及び他お客様の責に帰すべき事由により、当宿泊施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に当宿泊施設が被った損害を賠償して頂きます。

**(客室の清掃)**

**第19条**

1. 当宿泊施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

2. 前項の客室清掃についても、お客様はこれを拒否できないものとします。

(違約金)

**第20条**

1. 宿泊契約成立後、お客様ご都合によるキャンセルにつきましては、キャンセルポリシー別表第2に掲げるところによります。
2. 同一のお客様が連続して宿泊する契約においては、第1日目の宿泊料(またはパッケージ料金)を違約金として収受いたします。  
貸し切のお客様につきましては、契約締結時の契約書に定めた通り、別途違約金を定めます。
3. その他、当宿泊施設が企画する宿泊パッケージにおいて、前途の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

**キャンセルポリシー別表第2**

契約内容	契約解除の通知を受けた日				
	不泊/当日	1日前	2日～3日前	4日～7日前	8日前～
宿泊	100%	100%	70%	50%	無料
貸切	100%	100%	80%	70%	無料

(警察への通報)

**第21条**

お客様の本契約等又はその他の利用規約等への違反により、他のお客様及び当宿泊施設の権利、財産、及びサービス等を保護する必要が生じた場合、当宿泊施設は警察等関係機関へ通報する等、然るべき措置を講じます。

(本約款等の変更)

**第22条**

1. 本約款等の内容は、予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。最新の情報は、当宿泊施設公式サイト上にて公表しておりますのでご確認ください。
2. 変更された本約款等の内容について、変更後にお客様が当宿泊施設を利用した場合には当該お客様は変更された内容に同意したものと見做します。
3. 前項にかかわらず、本約款等の変更前に成立した宿泊契約については、変更前の規定が適応されるものとします。

(分離可能性)

**第23条**

1. 本約款等又はその他利用規約等の一部が法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除く本約款等及びその他利用規約等の規定は有効とします。
2. 本約款等又はその他利用規約等の一部が、あるお客様との関係で無効とされ又は取り消された場合でも、当該お客様を除くお客様との関係において、本約款等及びその他利用規約などは有効とします。

(準拠法)

**第24条**

本約款等の有効性、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(優先言語)

**第25条**

本約款及びその他の利用規約などは、日本語を正文とします。お客様の参考のために提示された翻訳文がある場合でも、日本語の正しい正文のみが契約としての効力を有するものとし、翻訳文はいかなる効力も有しないものとします。

(協議)

**第26条**

当宿泊施設のご利用に関して、本約款等で解決ができない問題が生じた場合には、当宿泊施設とお客様との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

(管轄裁判所)

# Sauna利用規約

「SHONAN BASE」(以下「サウナ」という)をより安全に、より快適にご利用いただくために、次の利用規約を定めています。本規約に定めのない事項については、SHONAN BASE利用規則に準じます。

## 1.体調・健康状態

医師からサウナまたは入浴を禁じられているお客様、以下の健康状態のお客様及び体調の万全ではないお客様等、本サウナのご利用に支障があるお客様は本サウナのご利用をご遠慮下さい。また、飲酒されているお客様につきましても、健康上の理由により本サウナのご利用をお断りいたします。

(利用を控えて頂きたい健康状態等)

禁忌症急性疾患(特に熱のある場合)、身体の内部器官の炎症(たとえば、心臓や血管の炎症等)治療を受けていない肺結核、悪性腫瘍、脳卒中の既往症、重い心臓病、呼吸不全、髄不全または腎不全、出血性疾患、皮膚疾患、そのほかの一般的に病勢進行中の疾患に罹患しているお客様、安静にしても心臓に変化をきたすようなお客様、高度の貧血状態であるお客様、感染症に罹患している恐れのあるお客様、妊娠中(特に初期と臨月)または妊娠の可能性があるお客様、高血圧症、下痢症状のあるお客様、手術後すぐや極度の疲労状態のお客様、出血を伴う怪我があるお客様、出血を伴う生理中のお客様、寝床に伏せなければならない病気のお客様等。

高血圧、生活習慣病(糖尿病、心臓病、高血圧などの慢性病)の方は本サウナご利用に関しては、必ず主治医にサウナ利用可能かをご相談下さい。長時間の冷交代浴等は十分にご注意ください。

## 2.お客様の年齢

小学生以下のお子様はご利用いただけません。小学生以上であれば保護者同伴でご利用頂くことが可能です。

## 3.反社会的勢力のご利用お断り

以下各号に該当する場合は本施設(サウナ含む)のご利用を固くお断りします。入室後に発覚した場合には、必要に応じて警察等の関連機関に通報、連絡等の上で速やかにご退店いただき、今後のご利用についても禁止いたします。なお利用料金のご返金はいたしません。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、反社会的勢力といいます)
2. 過去5年間に於いて、反社会勢力に該当したことがある者
3. 反社会的勢力と密接な関係がある者によってその経営を支配もしくは関与される者
4. 自らが反社会的勢力を利用もしくは資金または便宜等を提供している者
5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係等を有する者

## 4.ご利用上の禁止事項

サウナ室及びエントランスの利用にあたって以下の行為を禁止しております。

お客様が当該禁止行為に違反してまたはその恐れがある場合には、サウナの利用中止、当施設からの退去その他の措置を講じる事があります。

1. 酒気を帯びた状態での施設利用
2. サウナ室への可燃物(新聞・雑誌・タバコ等)の持込
3. サウナ室への情報機器(PC・携帯電話・タブレット等)の持込
4. サウナ室へのアクセサリ、眼鏡等の貴金属類の持込(やけどの可能性があります)
5. サウナ室及びエントランスでの排泄行為、髪染め、あかすり、洗濯等、サウナ利用目的以外の利用
6. サウナストーブに物を投げ込む事、水以外をかけること、専用のスプレーボトル以外を使用すること、およびサウナストーブに過度な水をかけること(漏電や発火の恐れがあります)
7. サウナ室内での喫煙、飲食及び飲酒(ソフトドリンクによる水分補給を除く)
8. 他のお客様を撮影する事
9. スイムウェアの着替えは各客室で行い施設内での全裸及び半裸での滞在
10. サウナ室及び施設の備品・器具・備品の破損や落書き、造作、備品の持ち出し
11. 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求およびこれに類する行為
12. 他のお客様又は当施設staffの撮影はお控えください。
13. 当施設での撮影について、営業、宣伝、勧誘、広告その他営利目的とする行為に使用すること
14. 全各号に定めるほか、本規約に違反する行為、法令や公序良俗に反する行為、施設営業に

支障を生じさせる行為、当施設、設備又は備品に損害を加える行為、他のお客様に不快または迷惑を与える行為

## 5.私物の管理・忘れ物

1. お客様は、施設利用中は自らの責任において私物の管理を行うものとします。
2. 当施設は、お客様の私物の盗難や、その破損等によって損害が生じたとしても、当施設の責めに帰す事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。
3. 貴重品金銭、ある程度高価な物品のお忘れ物については、施設にて発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届け出いたします。
4. 飲食物・雑誌並びにそのほかの廃棄物につきましては、当施設にて処分させていただきます。また、それ以外の物品については、当施設にて1ヶ月間保管の後任意で処分させていただきます。
5. 遺失者からの連絡が無い場合も、ご登録の電話番号が既に変更になっている場合や、本人以外の方に繋がるトラブルを回避するため、当施設からの連絡は致しません。

## 6.お客様の身体安全確保

サウナ室のご利用時間を超過し、お客様の体調・状態を確認する必要があると判断した場合、またはその他のお客様の生命や身体を確保する必要があると判断した場合には、施設スタッフが入室させて頂く場合がございます。また、火災や天災そのほかの緊急事態の際は、サウナ利用中止、施設からの退去等、施設スタッフの支持に従い行動お願い致します。

## 7.施設からの退去

施設利用者は、以下の場合に施設スタッフより施設からの退去を求められた時は、それに従わなければなりません。

1. 本利用約款に違反し、または違反するおそれのある場合
2. 本施設の施設内における秩序を乱し、または乱す恐れのある場合
3. そのほか、本施設が必要と認めた場合

## 8.ご利用にあたっての諸注意

- 当施設サウナ室は混浴となります。スイムスーツ/スポーツウェア着用必須となります
- 着替えは客室となり、サウナエントランスでの脱衣は禁止となります
- 貴重品の持込はお控えください
- 利用時間11:00~20:00となります
- 当施設は全面禁煙となります(各客室外に灰皿設置あり/所定の喫煙スペースあり)
- 飲酒されている方のご利用はできません
- 食事後2時間以内はご利用をお控えください
- 体調がすぐれない場合は無理をしない
- アクセサリーや眼鏡等は変形ややけどの恐れがあるので外してからサウナ室に入室ください
- 過剰なセルフロウリュは設備故障の原因となりますのでご注意ください(備付のスプレー利用可)
- 共有スペースで大声での会話はご遠慮ください
- サウナ室・エントランスの照明はお客様ご利用時にスイッチのON/OFFを行ってください
- サウナ室最大/大人8名まで入室可能。宿泊者様、共有で利用して頂きますので譲りあいのご利用をお願いします
- 水風呂は設置の温度計温度を確認の上、お客様ご自身で温度調節を行いご入浴ください
- 水風呂へ続く野外ウッドデッキは足元が滑りやすくなっておりますので、サンダルを履いて移動ねがいます

## 9.当規約の変更について

当規約は事前の通知なく変更することがあります。その場合は然るべき方法でお客様にお知らせいたします。

上記内容を理解し同意致します。

年 月 日

ご住所 \_\_\_\_\_

ご署名 \_\_\_\_\_



**第27条**

本約款等に関する一切の紛争は、千葉地方裁判所松戸支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。